

(所得税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 還付された個人番号カード所持者に係る第二条の規定による改正後の所得税法施行規則第八十一条の六第一項（第二号）に係る部分に限るものとし、所得税法施行規則第八十二条の二十五第一項、第八十三条の二十九第一項、第八十四条の三十三第一項、第八十五条の三十六第二項及び第八十六条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。の規定の適用については、同号（前号イに掲げる個人番号カード）とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第十号）第二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項（国外転出者に対する個人番号カードの還付）に規定する還付された個人番号カード」とする。

（内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 還付された個人番号カード所持者に係る第三条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号（前号イに掲げる個人番号カード）とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第十号）第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」とする。

令和六年五月二十四日
○文部科学省
厚生労働省令第二号
デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七条第一号及び第二号、第二十七条、第二十八条、第三十八条において準用する第七十七条及び第十九条、第三十九条並びに附則第二条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

第一条 公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（法第七条第一号及び第二号の文部科学省 令・厚生労働省令で定める者）	（法第七条第一号の文部科学省令・厚生労 働省令で定める者）	（法第七条第一号の文部科学省令・厚生労 働省令で定める者）

改	正	前
（法第七条第一号及び第二号の文部科学省 令・厚生労働省令で定める者）	（法第七条第一号の文部科学省令・厚生労 働省令で定める者）	（法第七条第一号の文部科学省令・厚生労 働省令で定める者）

生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 （略）

一 （略）

三 （略）

二 学校教育法による専修学校の専門課程

（学校教育法施行規則（昭和二十二年文

部省令第十一号）第一百五十五条第一項第

五号の規定により文部科学大臣が指定し

たものに限る。附則第八条第一項第二号を

を除き、以下同じ。）において第一条の二各

号に掲げる科目を修めて同令第一百五

五条第一項第五号の文部科学大臣が定め

る日以後に修了した者であつて、同法に

よる大学院において第二条各号に掲げる

各号に掲げる科目を修めて卒業した者で

あつて、同法による大学院において第二

条各号に掲げる科目を修めてその課程を

修了したもの

科目を修めてその課程を修了したもの

法第七条第二号の文部科学省令・厚生労

働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 （略）

二

学校教育法による専修学校の専門課程

において第一条の二各号に掲げる科目を

修めて学校教育法施行規則第一百五十五条

第一項第五号の文部科学大臣が定める日

以後に修了した者

（文部科学省令・厚生労働省令で定める施

設）

二 学校教育法による専修学校の専門課程

において第一条の二各号に掲げる科目を

修めて卒業した者

一 （略）

二

学校教育法による専修学校の専門課程

において第一条の二各号に掲げる施設は、

以上の第二条各号に掲げる者と同等

以上の第二条各号に掲げる科目に関する専

門的な知識及び技能を修得させるものとし

て文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める

ものとする。

一〇一十七 （略）

十八 こども家庭庁組織令（令和五年政令

第一百二十五号）に規定する国立児童自立

支援施設

十九（二十六） （略）

（登録事項）

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しな

い者については、その国籍等（住民基本

台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

第三十条の四十五に規定する国籍等をい

う。以下同じ。）

三 （略）

二 学校教育法による専修学校の専門課程

（学校教育法施行規則（昭和二十二年文

部省令第十一号）第一百五十五条第一項第

五号に規定する文部科学大臣が指定する

ものに限る。附則第八条第一項第二号を

除き、以下同じ。）において第一条の二各

号に掲げる科目を修めて卒業した者で

あつて、同法による大学院において第二

条各号に掲げる科目を修めてその課程を

修了したもの

二 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労

働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 （略）

二

学校教育法による専修学校の専門課程

において第一条の二各号に掲げる施設は、

以上の第二条各号に掲げる者と同等

以上の第二条各号に掲げる科目に関する専

門的な知識及び技能を修得させるものとし

て文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める

ものとする。

一〇一十七 （略）

十八 こども家庭庁組織令（令和五年政令

第一百二十五号）に規定する国立児童自立

支援施設

十九（二十六） （略）

（登録事項）

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しな

い者については、その国籍等（住民基本

台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

第三十条の四十五に規定する国籍等をい

う。以下同じ。）

三 （略）

(登録の申請)

第十三条 公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

三	前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し (住民記載したものに限る。)
二	出入国管理及び難民認定法第三百十九条の三に規定する中長期在留者 (以下「中長期在留者」という。) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の国籍等を記載したものに限る。
一	出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する中長期在留者 (第十五条において「中長期在留者」という。) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の国籍等を記載したものに限る。

(登録の申請)

第十三条 公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) 第七条第五号に掲げる事項 (出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する中長期在留者 (第十五条において「中長期在留者」という。) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の国籍等を記載したものに限る。) に定める特別永住者 (第十五条において「特別永住者」という。) については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等) を記載したものに限る。

第十六条 第一項において同じ。(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十六条第一項において同じ。)を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

(登録事項の変更の届出)

第十五条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十五条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本 (中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し (住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。) 及び当該変更が行われたことを証する書類) を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

一| 中長期在留者及び特別永住者 住民票の写し (国籍等を記載したものに限る。)

二| 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類

三| 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本又は抄本

(新設)

(新設)

(新設)

2| 次条第一項の規定による公認心理師登録証書換交付の申請又は第十六条第一項の規定による公認心理師登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行うことができる。

(公認心理師登録証書換交付の申請)

(新設)

3| 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書 (前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。

十七条第一項において同じ。) に公認心理師登録証を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

4| 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書 (前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。

十七条第一項において同じ。) に公認心理師登録証を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

(公認心理師登録証再交付の申請等)

第十六条 公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失ったときは、公認心理師登録証の再交付を申請することができる。

前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書(第十五条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書)次項及び次条第一項において同じ)に第十一条各自に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 | **公認心理師登録証を汚損した公認心理師が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十三条各自に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該公認心理師登録証を添えなければならぬ。**

4 | **公認心理師は、第一項の申請をした後、失った公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。**

(変更登録等の手数料の納付)

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料について、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

(略)

(公認心理師登録証再交付の申請等)

第十六条 公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを汚損した場合にあつては、当該公認心理師登録証を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

2 | **前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書(第十五条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書)次項及び次条第一項において同じ)に第十一条各自に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。**

(新設)

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料について、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

(略)

(登録簿の登録の訂正等)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条第一項若しくは第十八条の届出があつたとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、若しくは公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該心理師といいう文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該心理師といいう文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該心理師といいう文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第二十一条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条(同条第一号に係る部分に限る)、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

(変更登録等の手数料の納付)

(登録簿の登録の訂正等)

第二十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条若しくは第十八条の届出があつたとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師といいう文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該心理師といいう文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該心理師といいう文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第二十二条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条(同条第二号に該当する場合を除く)、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

(規定の適用)

附 則

(受験資格の特例)

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学校した者であつて、当該専門課程において

前条に定める科目を修めて学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了したもの

附 則

(受験資格の特例)

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学校した者であつて、当該専門課程において

前条に定める科目を修めて卒業した者文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

准試験一かじの練習用紙における次のものと記入。

様式第一（第9条関係）
(表面)

印紙
(消印しないこと。)

公認心理師試験受験申込書

※整理番号

氏名(姓) フリガナ	(名)	性別	□男 □女
生年月日	年 月 日	性別	※任選選択
郵便番号	-	本国籍の場合はその国籍 籍地	都道府県 都道府県
現住所	都道府県		
電話番号	都道府県		
受験場地	都道府県		
希望地			

(星印をもつて申込した者は、後述する法第7条第2号の規定により受験資格を有することを記入のこと)

□第1号 大学院名	修了年月 (見込み)	卒業年月	年月
大学等名	卒業年月	見込み期間	年月～年月
□第2号 施設名(実務経験)	職種	見込み期間	年月～年月
□第3号 文部科学省及び厚生労働省が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された者(見込み)	資格該当項目(法附則第2条第1項各号)	卒業年月	年月～年月

上記により、公認心理師試験を受験したいので申込します。

文部科学大臣
厚生労働大臣
指定試験機関代表者

(裏面)		勤務先	所屬
(星印をもつて申込した者は、後述する法第7条第2号の規定により受験資格を有することを記入のこと)		電話番号	
そ(備考先等の連絡先)他名稱又は氏名		受験者との關係	電話番号

受験資格及び添付書類一覧	
区分	受験資格
	添付書類
法第7条第1号	大學生又は其の被監修習学校(大学等)の卒業者又は学校教育法第102条第2号の規定により大学入学を認められた者で大學生として大学等で修業を終了したもの
法第7条第2号	大学又は専修学校(大学等)の卒業者又は学校教育法第102条第2号の規定により大学入学を認められた者で2年以上の実務経験を有するもの
法第7条第3号	文部科学省及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された者(見込み)
法附則第2条第1項第1号	資格該当項目(法附則第2条第1項各号)
法附則第2条第1項第2号	法施行前に大学院を修了した者
法附則第2条第1項第3号	法施行前に大学院に入學し、法施行日以後に大学院を修了した者、 ・修了証明書 ・目録登録証明書
法附則第2条第4号	卒業前か若く専修学校(大学等)を卒業した者、 専修学校(大学等)等を卒業した者又は学校教育法第102条第2号の規定により大学入学を認められた者で、法施行日以前に大学院を修了された者、 ・修了証明書 ・目録登録証明書

備考 1 該当する□は、しと記入すること。

2 整理番号欄には、記入しないこと。

3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、收入印紙を用らないこと。

4 「受験申請書」は複数枚提出するので、折曲せたり、汚したりしないこと、申込書の各欄に記入するときに必ず鉛筆を使用すること。また、文字の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学者年月を記載すること。

6 授与された修業証明書の交付を受けた者(学年)又は修業証明書、受験資格見込証明書、法第7条第1号及び第2号の規定による受験資格がある者(学年)に記入するものと見做す。授与された修業証明書、受験資格見込証明書、法第7条第1号及び第2号の規定による受験資格がある者(学年)に記入するものと見做す。

7 公認心理師試験を受験したいので申込します。

8 修了証明書、修了証明書及び科目履修見込証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。

9 実務経験込証明書に提出をもつて申し込む者は、修了後、遅滞なく、修了証明書及び科目履修見込証明書を提出すること。

10 法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有する者(学年)に記入するものと見做す。

11 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二（第13条関係）

公認心理師登録申請書

(姓)	(名)
(フリガナ)	通称(姓)
(旧姓)	通称(名)
生年月日(年齢)	年月日(歳)
郵便番号	本籍地(都道府県名) ※国外の場合は、その国名等
(フリガナ)	電話番号
試験に合格した年月 年月試験合格証書番号	
以下の項目に該当する場合には、該当する項目番号に○印をつけること。必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 の禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった者 から起算して2年を経過しない者 令で定めるもの(公認心理師法施行令第1条)により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から起算して2年を経過しない者 公認心理師法第32条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者	
私は、公認心理師の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠さないことを誓い、公認心理師法施行規則第13条の規定により申請します。	
年月日 文部科学大臣臣殿 厚生労働省指定登録機関代表者	

備考1 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領收証書を貼ること。
備考2 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
備考3 用紙の大きさは、A4とすること。

又は領收証書を貼ること。

(公認心理師登録申請書)

氏名(姓)	(名)	個人番号
-------	-----	------

受付年月日: 年 月 日

様式第三（第15条関係）

公認心理師登録事項変更届出書

收 入 印 紙 (消印しないこと。)	住 所 登録年月日			
登録番号 (フリガナ) 氏名				
公認心理師法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。				
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
※旧姓・通称は公認心理師登録簿及び公認心理師登録証(以下、「登録証」という。)へ併記を希望する方のみ記入してください。 ※変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入(希望しない場合は記入不要) □ 登録証書換交付を希望(登録証を所持している方) →登録証を併せて提出すること(登録証を所持していない方) □ 登録証再交付を希望(登録証を所持している方) →理由: □ 紛失 □ その他()				
年月日 文部科学大臣臣殿 厚生労働省指定登録機関代表者				

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2 該当する□は、□と記入すること。
3 登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。
4 登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。
5 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録事項変更届出書)

氏名(姓)	(名)	個人番号
-------	-----	------

受付年月日: 年 月 日

様式第三の二の次に次の二様式を加へ。

様式第三の二(第15条の2関係)

公認心理師登録証書換交付申請書

収入印紙
(消印しないこと。)

住 所
登録年月日

年 月 日
文部科学大臣殿
指定登録機関代表者

(号外第124号)

公認心理師法施行規則第15条の2第1項の規定に基づき、書換交付を申請します。

公認心理師法施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年 月 日
文部科学大臣殿
指定登録機関代表者

備考 1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2 旧姓及び通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録証再交付申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
----	-----	-----	------

受付年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

公認心理師登録証再交付申請書

収入印紙
(消印しないこと。)

住 所
登録年月日

年 月 日
文部科学大臣殿
指定登録機関代表者

備考 1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2 旧姓及び通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録証再交付申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
----	-----	-----	------

受付年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

(公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第二条 公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成二十八年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(登録状況報告書に関する経過措置)

第四条 新機関省令第十九条に規定する登録状況報告書であつて、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八十五号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和二年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日
厚生労働大臣 武見 敏三

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(登録事務に関する帳簿の備付け等)	(登録事務に関する帳簿の備付け等)	(登録事務に関する帳簿の備付け等)	(登録事務に関する帳簿の備付け等)	(登録事務に関する帳簿の備付け等)	(登録事務に関する帳簿の備付け等)
第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、法第三十条に規定する公認心理師登録証(次条において「登録証」という。)の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。	第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	(登録状況の報告)	第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	(登録状況の報告)	(登録状況の報告)

附 則

(施行期日)
この省令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(令和六年五月二十七日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(令和六年五月二十七日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第一条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)により使用されている書類は、第一条の規定によるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

(登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(次項において「旧機関省令」という。)第十八条の規定に基づき作成した帳簿の保存については、なお前例による。

第二条 第二条の規定による改正後の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(以下「新機関省令」という。)第十八条の規定に基づき作成する帳簿であつて、この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)の属する月に係るものについては、新機関省令第十八条に規定する登録証の書換交付の件数(次条において「登録証書換交付件数」という。)のほか、旧機関省令第十八条に規定する登録証の訂正の件数(次条において「登録証訂正件数」という。)を併せて記載して、作成及び保存をしなければならない。

(登録の申請)

第十一条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八十五号

デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日
厚生労働大臣 武見 敏三

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(社会福祉士の登録事項)	(社会福祉士の登録事項)	(社会福祉士の登録事項)	(社会福祉士の登録事項)	(社会福祉士の登録事項)	(社会福祉士の登録事項)
第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等)(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一年)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)	第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等)(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一年)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)	(登録の申請)	第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等)(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一年)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)	(登録の申請)	(登録の申請)

三 (略)

(登録の申請)

第十一条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十一条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ。)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」といふ。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定